

改葬許可申請の手引き

1 改葬許可申請とは

墓地や納骨堂に埋蔵又は収蔵されている遺骨を、他の墓地等に移すことを改葬といいます。

改葬にあたっての手続きは「墓地、埋葬等に関する法律」で定められており、現在遺骨が埋蔵又は収蔵されている墓地等(以下、「現墓地等」という)のある市町村に改葬許可を申請する必要があります。

改葬先が決まっていない場合は、改葬許可を申請することはできません。

※改葬許可証は発行に2週間から3週間程度かかります。

日数に余裕をもって申請してください。

2 改葬手続きの流れ

- (1) 改葬先の墓地等を確保する
- (2) 改葬許可申請書(以下、「申請書」という)を入手する
- (3) 申請書に必要な事項を記入する
- (4) 現墓地等の管理者から申請書に埋蔵(収蔵)について証明してもらう
(押印が必要)
- (5) 申請書を郵送で提出する

ア 「尼崎市弥生ヶ丘墓園または尼崎市西難波墓園」の墓じまいを行う場合

申請書を弥生ヶ丘斎場管理事務所まで郵送で提出する

イ 「尼崎市内の墓地等(市営墓園を除く)」から改葬する場合

申請書を尼崎市 生活衛生課 墓地・斎場担当まで郵送で提出する

- (6) 改葬許可証(以下、「許可証」という)を返信用封筒で受け取る
- (7) 現墓地から遺骨を取出す
- (8) 改葬先の墓地等に遺骨と許可証を渡す
(改葬先に事前に確認をしてください)

3 申請書等について

(1) 申請書について

ア 申請書に、記入例を参考に必要事項を記入してください。

イ 改葬する遺骨が複数体ある場合は、申請書(複数体)及び別紙(複数体)に必要な事項を記入してください。

ウ 改葬する遺骨が死産児の場合は、申請書(死産児)に必要な事項を記入してください。

エ **古い遺骨などで必要事項が分からない場合は、「不明」と記入してください。**

(2) 添付書類について

申請者と現墓地等の使用者の名義が異なる場合は、別途書類が必要になります。詳しくは「4 添付書類について」をご覧ください。

(3) 許可証の受取について

ア 許可証の発行は無料です。

イ 許可証をご返送いたしますので、返信用封筒を同封してください。

後日、許可証を送付させていただきますので、返送先の郵便番号、住所及び氏名を封筒に記入して、110円切手を貼付してください。

書類に不備があった場合は許可証を発行できませんので、事前にご相談ください。

(4) 土葬・分骨・自宅供養等の場合

遺体が土葬されている場合、遺骨の一部を移す場合や複数の墓地等へ移す場合、墓地等から墓地等への移動でない場合等は、ご相談ください。

4 添付書類について

申請者と現墓地等の使用者の名義が異なる場合、使用者が押印した承諾書が必要になります。承諾書の様式は自由です。

使用者の死亡等により承諾書が作成できない場合は、ご相談ください。

5 提出先

(1) 「尼崎市弥生ヶ丘墓園または尼崎市西難波墓園」の墓じまいを行う場合

弥生ヶ丘斎場管理事務所

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町1-1

TEL：06-6491-2520

E-mail：yayoigaoka.saijo@obayashi-f.co.jp

(受付時間 9：00～17：30、友引日及び元旦は休日)

(2) 「尼崎市内の墓地等（市営墓園を除く）」から改葬する場合

尼崎市 保健所 生活衛生課 墓地斎場担当

〒660-0052 兵庫県尼崎市七松町1-3-1-502

TEL：06-4869-3017

FAX：06-4869-3049

E-mail：ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

(受付時間 9：00～17：00、土日祝は休日)

以 上

○墓地、埋葬等に関する法律

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

○墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類